

もんじゅ試運転再開に当たっての安全性評価の要旨

平成22年2月10日

原子力安全・保安院

1. 品質保証の評価

理事長以下ほぼ全ての役員が参加し、もんじゅに特化して現地で臨時マネジメントレビューを実施し、試運転再開に向けた取組結果の分析・評価と改善方針が整理されて理事長に報告され、理事長から品質保証活動の質の向上に資する具体的な改善指示がなされていること等を確認。

P D C Aサイクルのチェック、アクションの深化に取り組み、試運転再開に必要なとされる自律的な品質保証体制の確立に向けた取組が適切になされていると評価。

2. 運転管理の評価

改造工事を踏まえた運転手順書の見直し、ナトリウム漏えい警報発報時の手順の明確化など、試運転再開に当たって必要な手順書が整備される仕組みが整っていることを確認。

十分な教育訓練期間の確保できる体制整備に取り組んでいることを確認。現場で事故処理に当たるべき者が当該業務に専念できる体制の整備、通報や公表の基準の整備など事故時対応体制が改善、強化されていることを確認。

3. 保守管理の評価

もんじゅの特徴を踏まえた適切な保全プログラムを制定していることを確認し、同プログラムに基づく保守管理を実施するとともに改善を継続していると評価。

4. 設備健全性確認の評価

ナトリウム漏えい対策改造工事等の設備改善が完了していることを確認。試運転再開に必要な設備のうち、使用前検査対象設備について、使用前検査に係る技術基準に適合していると確認。

5. 総合評価

当院は、ナトリウム漏えい事故に係る安全性総点検の指摘及び特別な保安検査結果を踏まえた改善が適切に行われていること、並びに設備健全性が確認されたことにより、原子力機構は、試運転再開に当たって、安全確保を十分行い得る体制となっていると評価。

6. 今後の対応

当院は、原子力機構が試運転再開時に行うこととしている炉心確認試験に係る具体的な計画を策定した段階でその提出を受け、安全性の観点から妥当性を評価し、試運転再開に向けた取組の最終確認として、原子炉起動前の立入検査を行い、提出された計画の実施に係る運転操作等が確実に実施されることの確認、原子炉起動の立会等を行う。

炉心確認試験の実施中も立入検査、保安検査、使用前検査等によりその安全性を継続的に確認する。炉心確認試験終了後にその結果を評価し、その後には予定されている「40%出力プラント確認試験」の実施に必要な安全確認の考え方等を検討する。